

日田市老人福祉法施行細則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

老人措置費の支払い実態を踏まえ、当該手続きに係る規定の見直しを行うに当たり、必要の改正を行う必要があること。

2. 内容

- (1) 措置費の請求期限について「その月の7日」までを「その翌月の7日」までに改めるほか、当該請求書を2部求める規定及び老人措置費支給明細書の交付に係る規定を削除すること。（第8条第1項及び第2項関係）
- (2) 措置費精算に係る規定を削除すること。（第9条関係）

3. 施行期日

令和5年6月27日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

老人措置費の支払い実態と現行規定との乖離を早急に解消する必要があるため、日田市行政手続条例第37条第4項第1号（公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。